

# 社会福祉法人 生き生き館 一般事業主行動計画

## 一般事業主行動計画の策定及び公表について

一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と子育ての両立を図るために作成する計画の事で、雇用環境の整備や子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたり、行動計画に「計画期間」「目標」「目標達成のための対策」を定めるものです。

社会福祉法人 生き生き館では「次世代育成支援対策推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を下記のとおり公表します。

---

## 社会福祉法人 生き生き館 行動計画 〈第5期〉

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

### 2. 内容

#### ○雇用環境の整備に関する事項

##### 【目標1】

妊娠中の女性職員、育児期間中の職員に対して、産前産後休暇および育児休業等に関する規則の周知や、相談しやすい体制・環境を整備します。

##### <対策>

- ◆事業所ごとに、規則について会議や書面で周知します。
- ◆対象職員への案内・説明を随時行います。

##### 【目標2】

知識や技術の修得状況に合わせたOJTの実施、リスクリン研修や評価をすることにより、男女年齢を問わず、管理職・リーダー等で活躍できる職員の育成・体制づくりを推進します。

##### <対策>

- ◆全職員に対し専門性を高めるレベルアップ研修を毎月及び、随時実施します。
- ◆女性職員を積極的に採用し、管理職の育成を行います。

#### ○次世代育成支援対策に関する事項

##### 【目標3】

インターシップ等の介護の職場体験、地域の小中学生職場見学会の実施や、継続して実施しているトライアル雇用を活用し、職業訓練の推進をします。

##### <対策>

- ◆各地域の各種学校・ハローワーク等と連携・連絡のもと、機会の創出を行います。
- ◆地域の小中学校へ、行事などを通じた見学会や体験する場の創出を行います。

# 社会福祉法人 生き生き館 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

## 一般事業主行動計画の策定及び公表について

この一般事業主行動計画は、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体の女性の活躍推進に関する責務等定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という）に基づき策定したものです。

社会福祉法人生き生き館では、この「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を下記のとおり公表します。

---

## 社会福祉法人 生き生き館 行動計画

女性活躍促進法に基づき、男女ともに全職員がその能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

### 2. 数値目標・取組内容

#### 【目標1】 年次有給休暇の取得率

男女共に年次有給休暇を前年度より全職員の平均で1日以上を多く取得する。

#### ＜実地時期・取組内容＞

- ◆令和7年4月～ 法人全体で、各事業所の取得率、職員の有給取得状況の分析を実施。計画している事業所ごとの年間・月間行事も参考に検討し、職員に有給休暇取得計画を作成・取得を促す。
- ◆令和7年12月～ 達成度合いを確認し、未達成の場合は課題を精査し取得しやすい環境を整備する。